

法務大臣に提出された交通事故被害者団体からの要望書等の要旨  
(平成24年4月以降)

- 鹿沼児童6人クレーン車死亡事故遺族の会（平成24年4月9日）
  - ・ てんかん無申告の運転免許不正取得者による死傷事故に対し、危険運転致死傷罪が適用となるよう、刑法の改正を要望。
  
- (社)日本てんかん協会（平成24年4月18日）
  - ・ 運転に不適切なのは病気の症状(状態)であり、病名による差別をしないよう要望。
  
- 飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会  
(平成24年6月25日)
  - ・ 危険運転致死傷罪の適用を逃れるため、現場から逃走する「飲酒・引き逃げ犯」に厳罰を科すことができるよう法改正を要望。
  
- TAV交通死被害者の会（平成24年7月3日）
  - ・ 現行法の構成要件が具体性に欠ける点を補い、国民目線での危険運転認識に沿った改正を要望。
  
- NPO法人KENTO（平成24年7月6日）
  - ・ 交通システムによる死亡、重傷者を無くす「ビジョン・ゼロ」が日本国内で推進されるよう要望。
  
- 京都亀岡被害者遺族・名古屋被害者遺族（平成24年7月20日）
  - ・ 危険運転致死傷罪に無免許運転を追加若しくは無免許運転致死傷罪を新設し、無免許運転を厳罰化することを要望。
  
- 北海道交通事故被害者の会（平成24年8月22日）
  - ・ 交通犯罪を抑止し、交通死傷被害ゼロを実現するため、交通犯罪に関する刑罰の見直しを要望。
  
- 全国交通事故遺族の会（平成24年8月27日）
  - ・ 危険運転致死傷罪を見直し、ひき逃げを危険運転致死傷罪に加えるなど適用範囲を拡大し、適用基準を定量化することを要望。